

防災行政無線システム更新等業務及び長期保守業務委託に係る  
公募型提案依頼書

芦屋市都市政策部都市基盤室防災安全課

# 防災行政無線システム更新等業務及び長期保守業務委託 提案方式実施要領

## 1 提案依頼の概要

### (1) 件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「防災行政無線システム更新等業務及び長期保守業務委託」（以下、「本業務」という。）とする。

### (2) 本業務の目的及び依頼内容

本市の防災行政無線システムは、平成22年から運用を開始して以降14年が経過し、老朽化してきたことから更新する必要がある。

本業務では、当該設備の充実や課題解決等を目指し、専門的な知識やノウハウの豊富な事業者の支援をうけることにより、将来的にも拡張性・汎用性の高い防災行政無線システムを構築することと、効率的な情報収集並びに情報発信のための防災情報システムを構築すること。併せて、構築後の両システムの長期保守業務を実施することを目的とする。

### (3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

### (4) 公募型提案方式とした理由

本業務の目的及び依頼内容を実現できる最適な方法を予定金額の範囲内で実施する必要があり、指定の条件を満たしたより良い提案を募り、価格及び提案内容等を総合的に評価するため、本提案依頼を行うこととした。

### (5) 業務期間

防災行政無線システム更新業務	契約締結日から令和8年3月31日まで
防災情報システム導入業務	契約締結日から令和7年3月31日まで
長期保守業務委託	令和7年4月1日から令和20年3月31日まで

### (6) 予定金額（上限額）

本業務の予定金額（上限額）は、438,272,000円（税抜）であり、見積額がこの金額を超過した場合は失格とする。

また、履行期間末日までは構築業務の範囲としてサービスの提供を行うものとし、別途サービス料は発生しないものとする。

## 2 提案手続

### (1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

### (2) 参加意思表明書提出

「参加意思表明書」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市都市政策部都市基盤室防災安全課へ提出すること。

辞退する場合は、「辞退届」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市都市政策部都市基盤室防災安全課へ提出すること。

なお、やむを得ず参加を辞退した場合においても、今後の指名等への影響はないことを申し添えておく。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに、防災安全課代表メール（bosai@city.ashiya.lg.jp）宛に、別紙「質問回答票」にて送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、電子メールで参加意思表示者全員に公表する。

(4) 現地見学会の開催

本プロポーザルへの参加予定事業者のうち希望者に対して、防災行政無線設備の一部の現地見学会を開催する。

ア 開催日時

令和6年5月28日（火）、29日（水）9時から17時のうち1時間半程度

イ 申込み期限

令和6年5月27日（火）17時

ウ 申込み先

【2(8) 問合せ先】のとおり

エ 申込み・受付方法

担当者に電話連絡を行い、見学会の開催日程について調整を行うこと。

見学会当日は開始10分前までに芦屋市庁舎東館3階防災安全課窓口にて受付を行うこと。

なお、参加人数は1事業者につき3人を上限とし、事業者毎に実施する。

オ 見学内容

既設親局設備が設置されている庁舎南館屋上、新規親局設備を設置する庁舎東館屋上、東館3階防災安全課（執務室・会議室）及びサーバ室（DX行革推進課内）

カ 留意事項

- (ア) 現地見学会への参加は任意であり、参加要件ではない。
- (イ) 既設設備への接触や機器の接続は認めない。
- (ウ) 既設設備の外観と操作卓のトップ画面のみ撮影可能とする。
- (エ) 質問は【2(3)質問受付及び回答】によるものとし、見学時の質問は受け付けない。

(5) 関係資料閲覧

本プロポーザルへの参加予定事業者のうち希望者に対して、関係資料の一部を閲覧公開する。

ア 閲覧日時

令和6年5月27日（月）～5月31日（金）9時30分から17時のうち1時間半程度

イ 申込み期限

令和6年5月30日（木）17時

ウ 申込み先

【2(8) 問合せ先】のとおり

エ 申込み・受付方法

担当者に電話連絡を行い、閲覧日程について調整を行うこと。

閲覧当日は開始時間までに芦屋市庁舎東館3階防災安全課窓口にて受付を行うこと。

## オ 閲覧内容

### (ア) 防災行政無線設備の完成図書の一部

- ・ H21-22 デジタル防災行政無線整備工事一式（親局、再送信子局、屋外拡声子局等）
- ・ H24 デジタル防災行政無線屋外拡声子局増設工事一式
- ・ H27 デジタル防災行政無線等移設工事一式
- ・ R1 デジタル防災行政無線改良工事一式（再送信子局、屋外拡声子局等）
- ・ R4 デジタル防災行政無線補助局整備工事一式（非常用親局）
- ・ R5 防災行政無線システム更新実施設計業務委託一式

### (イ) 無線免許状

## カ 留意事項

(ア) 閲覧は任意であり、参加要件ではない。

(イ) 閲覧時の撮影は可能とする。

(ウ) 質問は【2(3)質問受付及び回答】によるものとし、閲覧時の質問は受け付けない。

### (6) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は、「企画提案書・見積書提出期限」までに「2(7) 提出場所」へ持参又は郵送の上、提出すること。

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

### (7) 提出場所

芦屋市都市政策部都市基盤室防災安全課

### (8) 問合せ先

芦屋市都市政策部都市基盤室防災安全課

担当：高木、垣田

TEL：0797-38-2093

FAX：0797-38-2157

E-mail：bosai@city.ashiya.lg.jp

### (9) 1次評価結果通知

1次評価結果は、辞退者を除く全ての提案者に電子メールにより送付する。

また、1次評価の通過者には、併せて2次評価の時間帯を連絡する。

2次評価の内容については、「3(1) 評価方法」を参照すること。

### (10) 最終結果通知

最終結果については、先に全ての1次評価通過者に電子メール又はFAXにより送付し、郵送する。また、通知送付後、芦屋市ホームページに1ヶ月間、審査結果を公表する。

## 3 評価方法

### (1) 評価方法

ア 受託者については、参加資格確認、事前審査、1次評価及び2次評価によって決定する。

イ 提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

ウ 本業務の見積価格については、「1(6) 予定金額（上限額）」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

段 階	種 別	対 象	評 価 者	概 要
参加資格 確認	・書類審査	参加申請書提出者	専門委員会	参加申請書提出者が参加資格を満たすかを確認する。
事前審査	・書類審査	企画提案書等提出者	専門委員会	提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。
1次評価	・企業評価 ・提案内容評価 (書類審査)	事前審査通過者	専門委員会	企画提案書に対する回答に基づき評価する。
2次評価	・提案内容評価 (面接審査) ・価格評価	1次評価 上位3者程度	専門委員会	提案内容のヒアリングに基づき評価する。 提案内容とヒアリング回答が異なる場合は、2次評価の点数で調整する。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

ア 1次評価から2次評価までの点数により、総合点で事業者を決定する。

イ 配点は、企業評価1割（100点）、提案内容評価5割（500点）、価格評価4割（400点）とする。

(3) 参加資格確認

ア 対象

参加意思表明書提出者

イ 確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認します。

(4) 事前審査

ア 対象

企画提案書等提出者

イ 評価方法

提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。

(5) 1次評価

ア 対象

事前審査通過者

イ 評価方法

企画提案書等について書類審査を行う。

(6) 2次評価

ア 対象

1次評価上位3者程度

## イ 評価方法

- (ア) ヒアリング及び価格について評価を行う。
- (イ) 選考委員の評価点数の合計によるものとし、最高評価点の者を契約の相手方とする。
- (ウ) 同点の場合については、当該応募者の提案内容評価の最高点と最低点を除いた提案内容評価の合計点数により契約の相手方を選定する。

## ウ ヒアリングの実施方法

- (ア) プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる者とする。  
なお、会場に入室できるのは、応募者の社員（従業員）及び協力会社の社員（従業員）のみとし、入室時に社員証の提示を求める。
- (イ) 時間等：50分程度（目安：プレゼンテーション30分、質疑応答20分）
  - a 提案説明は30分間で、終了1分前に合図をする。
  - b 30分を超えての提案説明は認めない。強制的に終了する。
  - c 質疑応答は20分以内とする。
  - d 入替時間は審査時間には含まない。
- (ウ) プレゼンテーションは提出済の企画提案書を基本とする。パワーポイントは使用可とするが、希望する場合は、パワーポイントのデータを入れたUSBを前日正午までに、芦屋市都市政策部都市基盤室防災安全課まで持参すること。  
また、防災情報システムの説明では提案するシステムを使用し、操作性・視認性についてのデモンストレーションも実施すること。  
なお、事務局にてプロジェクター・スクリーン・ノートパソコン・HDMIケーブルを用意する。その他の必要な資機材は、提案者が持参すること。
- (エ) 出席者は、説明者を含め5人までとする。
- (オ) プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書及び見積書提出が遅い者からとする。

## エ 価格の評価方法

- (ア) 価格点 = 配点 × (1 - (見積価格 ÷ 予定金額))
- (イ) それぞれの業務（防災行政無線システム更新業務、防災情報システム導入業務、長期保守業務）について算定を行う。

## (7) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。

ア 「企画提案書・見積書提出期限」に遅れた場合

イ 提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合

ウ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合

エ 「提案依頼交付開始日」から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合

オ 別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、1項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は、全選考委員評価点の総合計が1次評価及び2次評価時点で満点の60%未満である場合

カ 見積額が予定金額（上限額）438,272,000円（税抜）を超過した場合

#### 4 その他

##### (1) 留意事項

- ア 委託契約は、長期継続契約とし、契約期間は、契約締結日から令和20年3月31日までとする。
- イ 提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。
- ウ 提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。
- エ 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- オ 最優秀提案者を本業務委託の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできる。

##### (2) 企画提案書等の取扱い

- ア 企画提案書等は、本提案方式の手続における契約の相手方の候補者選定業務以外の目的では使用しない。
- イ 企画提案書等の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等について、芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）に基づく公開請求があった場合には、本市は同条例に基づき公開するものとする。また、本市が本提案方式の結果報告等に必要な場合は、その内容を無償で使用及び公表することができるものとする。
- ウ 企画提案書等は、本提案方式による選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- エ 契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

以上

評価基準表

審査	項目	評価の視点 【提出書類】	配点		
企業評価	企業能力	履行保証力	自己資本比率が25%以上となっているか 【貸借対照表(写)】	5	
		瑕疵担保力	損害賠償保険の加入状況について5千万円以上となっているか 【企業賠償責任保険加入証(写)】	5	
		業務実績	過去5年間に於ける同種業務(防災行政無線システム及び防災情報システム)の実績 【履行実績届】	15	
		品質マネジメント	ISO9001の取得がされているか 【認証登録証明書(写)】	5	
		環境マネジメント	ISO14001の取得がされているか 【認証登録証明書(写)】	5	
		情報マネジメント	プライバシーマーク又はISO27001の取得がされているか 【プライバシーマーク登録証(写)又は認証登録証明書(写)】	15	
	地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地が芦屋市内であるか	15	
		業務実績	本市と契約書を交わした直近の案件の業務実績があるか 【契約書(写)(1件のみで可)】	5	
	社会性	企業年金制度	企業年金制度が導入されているか 【企業年金制度導入に関する証明書(写)】	5	
		障がい者雇用状況	雇用する障がい者数が法定数以上か(障がい者の雇用義務がない業者の場合、障がい者の雇用があるか) 【障がい者雇用状況報告書(写)】	5	
		男女共同参画推進の取組	育児・介護休業、子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入されているか 【各事業者の制度概要(写)】	5	
		女性活躍推進の取組	えるぼし認定の取得がされているか 【基準適合一般事業主認定通知書(写)】	5	
		子育てサポートの取組	くるみん認定の取得がされているか 【基準適合一般事業主認定通知書(写)】	5	
		若者雇用促進の取組	ユースエール認定の取得がされているか 【基準適合事業主認定通知書(写)】	5	
	企業評価		小計	100	
	提案内容評価	業務方針・体制	業務方針	本業務に対する基本的な考え方や実施方針等のコンセプトについて	80
実施体制			本業務を遂行するための業務実施体制について		
実施計画			運用開始までのスケジュールについて		
業務継続			システム障害時の(システム冗長化、信頼性)対策について		
運用保守・支援体制			円滑な運用を実現するための保守・支援の業務内容、実施体制について 緊急時(災害時)の対応について 研修・訓練支援及びマニュアルの作成について		
防災行政無線システム更新業務		音声改善	防災無線の放送の音声改善について	80	
		操作卓の操作性及び機能	操作卓の操作性や機能、利便性等について		
		新旧システムの併用期間の運用・切替方法	更新期間中の新旧システムの運用・切替方法について		
		機器等の配置検討及び計画	機器等の設置・移設の具体的な配置検討及び計画について		
防災情報システム導入業務		多様性、拡張性、将来性	災害対応時以外でのシステムの活用方法、他自治体等の活用事例について	160	
			本市の要求に応じてシステム拡張、改善要望に対する柔軟な対応について		
			将来の環境の変化や他システムとの連携等の対応について		
		システム機能	各機能の操作性及び機能性について ・地図情報機能 ・情報収集機能 ・発令判断支援機能 ・発令情報機能 ・被害情報管理機能 ・避難所管理機能 ・物資管理機能 ・ホワイトボード機能 ・クロノロジー機能 ・チャット機能 ・防災情報発信機能		
			防災ポータルサイト		操作性、視認性、機能性、利便性等について
			機能要件実装性		本市が要求するシステム機能要件として、「システム機能要件一覧表」に示す要件区分「要望機能」の機能実装率について
			映像設備		操作性、視認性、機能性、利便性等について
その他	追加提案	有益な追加提案について	100		
ヒアリング評価 (2次評価)	提案内容の適格性	提案内容について書面を補う内容確認を行い、内容が適切か、信頼できるか	80		
提案内容評価		小計	500		
価格評価		防災行政無線システム更新業務・防災情報システム導入業務・長期保守業務の見積の妥当性及びコスト意識について	400		
価格評価		小計	400		
合計点数			1000		

防災行政無線システム更新等業務及び長期保守業務委託  
提案方式スケジュール

手 続	日 時
(1) 公表	令和6年5月22日(水)
(2) 質問受付期間	令和6年5月22日(水) から 令和6年6月 3日(月) 17時まで
(3) 質問回答期限	令和6年6月10日(月) 17時まで
(4) 現場見学会の申込み期限	令和6年5月27日(月) 17時まで
(5) 現場見学会	令和6年5月28日(火)、29日(水)
(6) 関係資料閲覧の申込み期限	令和6年5月30日(木) 17時まで
(7) 関係資料閲覧	令和6年5月27日(月) から 令和6年5月31日(金) 17時まで
(8) 参加意思表明書提出期限	令和6年6月13日(木) 17時まで
(9) 参加資格の有無の通知	令和6年6月18日(火) 9時以降
(10) 企画提案書・見積書提出期間	令和6年6月18日(火) から 令和6年7月 5日(金) 17時まで
(11) 1次評価結果通知	令和6年7月16日(火) 17時以降
(12) 2次評価(ヒアリング)	令和6年7月23日(火) ※ヒアリング実施順、予定時間は別途指定します。
(13) 最終結果通知	令和6年8月2日(金) 9時以降
(14) 契約締結予定日	令和6年8月9日(金)

## 公募型提案方式参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和6・7年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和61年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。
- (6) 60MHz帯同報系防災行政無線機器のメーカーであること。
- (7) 令和6年4月1日から起算して、過去5年以内に60MHz帯デジタル同報系防災行政無線システム及び防災情報システムの納入実績を有するものであること。防災情報システムについては、受注者もしくは再委託先業者は問わない。